

市制100周年記念デジタル副読本「まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ ― 私たちの川崎市議会」 解説

大項目	中項目	小項目	項目	内容	解説（根拠法令、ポイント）
0			はじめに		
	1			日頃、私たちが暮らすこの川崎市の学校、病院、公園や道路、水道などを作ったり、管理したりするのは川崎市の仕事です。その市の仕事についての予算や重要な役割を果たす決め事は、誰がどのように決めているか知っていますか？	
	1			答えは、皆さん市民の方から選ばれた市議会議員が、川崎市をよりよい、住みやすいまちに議論を重ねて決めているのです。	
	1			その市議会議員の集まりが市議会です。でも市議会が実際どういう場所で行われ、どんなしくみになっているかあまり知られていません。	
	1			そこで今回、皆さんの生活にとって、実は身近で、大切な役割を担う市議会についてわかりやすく解説していきたいと思えます。 ※この副読本で使われている「市民」は、特に断りがない限り、川崎市内に住所を有する者のことをいいます。	【ポイント】 地方自治法第10条では、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」とされており、この場合、自然人だけでなく法人も「住民」に含まれている。この「住民」の定義をこの副読本で使われる「市民」の定義としている。 自然人：民法第22条「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」 法人：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第4条「一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。」 会社法第4条「会社の住所は、その本店の所在地にあるものとする。」 ただし、ここで言う「市民から選ばれた市議会議員」などのように、選挙人としての市民を指す場合は、選挙権を有する者に限定される。
1			市議会・市長の役割	川崎市は地方自治法に基づく地方公共団体（地方自治体）で、大正13年（1924年）7月1日に市制を施行し、令和6年（2024年）に市制100周年を迎えました。川崎市のごさまざまな仕事は市議会（議事機関）の決定に基づいて市長（執行機関）が行います。	【ポイント】 地方公共団体： 憲法（第92条）及び地方自治法等法律上の名称。地方自治法では第1条の3で地方公共団体を普通地方公共団体と特別地方公共団体とに分けて定義し、川崎市は普通地方公共団体に該当する。 地方自治法第1条の3「地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。 2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。 3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。」 地方自治体： 地方公共団体の一般的な通称
	1		市議会の役割	市議会：議事機関 市議会は、市民から選挙によって選ばれた市議会議員によって構成され、執行機関から独立し、対等な立場で役割を果たします。市民の代表である議員が市長が提案する議案（予算案や条例案など）や議員自ら提出した議案などについて審議し、市としての意思決定を行います。 また、請願・陳情について審議・審査したり、市政が正しく行われているか、市の仕事市民の暮らしにどのように役立っているかを監視し評価する機関でもあります。	【根拠法令】 議事機関： 憲法第93条「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」 地方自治法第89条「普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。」 【ポイント】 川崎市議会基本条例第3条では、議会は議事機関として次の役割を担うものとしている。ここでは、(1)(2)について言及しているが、市政等の調査研究や国への意見表明も市議会の役割である。 (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。 (2) 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。 (3) 市政等の調査研究を通して、政策立案及び政策提言を行うこと。 (4) 意見書、決議等により、国への意見表明等を行うこと。
	2		市長（市役所）の役割	市長（市役所）：執行機関 執行機関は市長を中心とした執行部局、行政委員会、行政委員で構成され、市議会の決定に基づいて市民の暮らしに関わる仕事を執行します。 市長は、市民から選挙によって選ばれた市の代表者で、市政全体を統轄して事務を管理し執行します。	【根拠法令】 執行機関： 憲法第94条「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」 地方自治法第138条の2の2「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」 地方自治法第138条の3「普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。」 地方自治法第147条「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」 地方自治法第148条「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」 【ポイント】 地方自治法第1条の2では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする、としている。 地方自治法第180条の5では、執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員として、次の4つを定めている。 1教育委員会 2選挙管理委員会 3人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 4監査委員 同条第3項では、このほかに、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会として、農業委員会と固定資産評価審査委員会を定めている。

市制100周年記念デジタル副読本「まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ ― 私たちの川崎市議会」 解説

大項目	中項目	小項目	項目	内容	解説（根拠法令、ポイント）
	3		議事機関と執行機関との関係	議事機関である市議会と執行機関である市長（市役所）はお互いに独立・対等な立場に立ち、けん制や協力をし合うことで調和と均衡を図りながらより良い市政の実現を目指しています。	
2			市議会の権限	市議会は、市民を代表する機関として十分な活動ができるよう、法律や条例等によって幅広い権限が与えられています。	
	1		議決権	市議会は、次に掲げる事件を議決します。 <input type="checkbox"/> 条例の制定、改廃 <input type="checkbox"/> 予算の決定 <input type="checkbox"/> 決算の認定 <input type="checkbox"/> 地方税の賦課徴収や使用料・手数料等の徴収 <input type="checkbox"/> 契約の締結 <input type="checkbox"/> 財産の取得、処分 <input type="checkbox"/> 市が当事者になって裁判を起こすことや、和解、あっせんなど ●地方自治法第96条	【ポイント】 地方自治法第96条では、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないとしている。 *（ ）書きを省略 1 条例を設け又は改廃すること。 2 予算を定めること。 3 決算を認定すること。 4 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。 5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。 6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。 7 不動産を信託すること。 8 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。 9 負担付きの寄附又は贈与を受けること。 10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。 11 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。 12 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起に係る同法第十一条第一項の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。 13 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。 14 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。 15 その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項 このうち、市民生活に関わりの深い1～5、8、12について掲載。 なお、本市においては議会の議決を要する契約は、川崎市契約規則第5条で予定価格6億円以上の工事又は製造の請負と定められており、議会の議決に付すべき財産の取得、処分は、川崎市財産条例第2条で予定価格8千万円以上の不動産・動産の買入れ・売払い等と定められている。
	2		選挙権	法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する選挙を行います。 （市議会の議長・副議長や選挙管理委員など） ●地方自治法第97、103、118、182条等	【ポイント】 地方自治法第97条では、「普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。」とし、第103条では議長と副議長の選挙について、118条では選挙の方法について、182条では選挙管理委員と同補充員の選挙について定めている。 川崎市議会ではそのほかに、一部事務組合である神奈川県内広域水道企業団議会議員、神奈川県川崎競馬組合議会議員、広域連合である神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙等を行っている。 また、議長と副議長とともに事故があり職務を執り得なくなった場合について、地方自治法第106条第2項では、「議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。」と定めている。
	3		検閲・検査及び監査請求権	市の事務に関する書類及び計算書を検閲し、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会等の報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができます。 また監査委員に対し、市の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができます。 ●地方自治法第98条	【根拠法令】 *（ ）書きを省略 地方自治法第98条「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。」
	4		意見書提出権	市の公益に関する事務について、国会や国・県などの関係行政庁に対して意見書を提出することができます。 ●地方自治法第99条	【根拠法令】 地方自治法第99条「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」
	5		調査権	市の事務に関する調査を行い、選挙人、その他の関係人の出頭及び証言、記録の提出を請求することができます。 ●地方自治法第100条、100条の2	【根拠法令】 *（ ）書きを省略 地方自治法第100条「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」 地方自治法100条の2「普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。」 【ポイント】 衆参両院に与えられている国政調査権と同様の趣旨で与えられており、地方自治法第100条に定められていることから、「100条調査権」とも呼ばれる。市の事務全てが調査の対象となり、出頭や証言、記録の提出を拒んだ場合は6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられる等、強制力が与えられた権限となっている。 川崎市議会ではリクルート事件に際し、この権限に基づき、昭和63年9月29日～平成元年6月17日の間、川崎駅周辺再開発事業等調査特別委員会が設置され、35回の委員会が開催された。

市制100周年記念デジタル副読本「まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ ― 私たちの川崎市議会」 解説

大項目	中項目	小項目	項目	内容	解説（根拠法令、ポイント）
	6		自律権	議会の独立性と自主性を確保するために、組織構成や運営、規律など、議会内部の事柄については自ら決めることが保障されています。 ●地方自治法第120条等	【ポイント】 地方自治法第103条から第108条に議長・副議長の選挙や権限、辞職などについて、第120条に会議規則の制定について、第126条から第137条に、議員の辞職や資格の決定、規律、懲罰について、議会自らが行うことを定めている。
	7		請願・陳情受理権	市民からの請願書・陳情書を受け取り、審議・審査します。 ※請願・陳情は居住地に関わらず誰でも行うことができます。 ●地方自治法第124, 125条 ●川崎市議会会議規則第90条～96条 請願・陳情の説明はこちら （「6-1 わたしたちの願いを市議会に伝えるには」にリンク）	【根拠法令】*（ ）書きを省略 地方自治法第124条「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」 地方自治法第125条「普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。」 ※川崎市議会会議規則第90条から95条では、請願書の記載事項等、請願の照会の取り消し、請願の委員会付託など、請願の具体的な取り扱いについて定めるとともに、第96条で陳情書の処理について、請願書の例により処理するものと定めている。 ※請願・陳情の詳細は「6 市民と市議会」の「1 わたしたちの願いを市議会に伝えるには」を参照。
	8		同意権	副市長、教育長、教育委員、監査委員、人事委員会委員などを市長が選任・任命する際には議会の同意が必要です。 ●地方自治法第162条等	【根拠法令】 地方自治法第162条「副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。」 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条「教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」 地方自治法第196条「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。」 このほか、地方自治法第145条には普通地方公共団体の長の法定期日前の退職の同意、第117条には除斥議員の会議出席及び発言の同意などが定められている。
	9		不信任議決権	議会と市長が対立して解決が見出せない場合、最終判断を市民に求めるため、市長に対する不信任の議決を行うことができます。 ●地方自治法第178条	【根拠法令】 地方自治法第178条「普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができる。 2 議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があつたときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。 3 前二項の規定による不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においてはその四分の三以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。」
3			市議会の構成		
	1		議長と副議長	議長は市議会の代表として、議場の秩序を保ち、市議会が円滑に運営されるよう努めるほか、議事を整理し、市議会の事務を監督・処理します。 副議長は議長を補佐し、議長が病気などのときには代わってその職務を行います。	【根拠法令】 地方自治法第104条「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」 地方自治法第106条「普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。」
	2		議員	議案等の審議・審査などを行うほか、市の政策形成に必要な調査研究を行い、多様な市民の意見を市政に反映させています。 川崎市議会は選挙で選ばれた60人の議員で構成されています。議員は区ごとに選挙されており、各区の議員人数はその人口に比例して決められています。 議員の任期は4年と定められています。 皆さんが住んでいる区の市議会議員を調べてみましょう。	【根拠法令】*（ ）書きを省略 川崎市議会基本条例第4条「議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、及び議事機関の構成員として、次に掲げる役割を担うものとする。 (1) 議会の会議、委員会及び地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場において議案等の審議、審査等を行うこと。 (2) 市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。 (3) 各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること。」 地方自治法第93条「普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする。」 川崎市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例第1条「地方自治法第91条第1項の規定により、川崎市議会議員の定数は、60人とする。」 川崎市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例第2条「公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区ごとに選出すべき議員の数は、次のとおりとする。 選挙区 議員数 川崎区 9人 幸区 7人 中原区 10人 高津区 9人 宮前区 9人 多摩区 9人 麻生区 7人」
	3		会派	議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができます。会派は、議員の活動を支援し、政策立案や政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整を行います。	【根拠法令】 川崎市議会基本条例第5条「議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。 2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。」

市制100周年記念デジタル副読本「まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ ―私たちの川崎市議会― 解説

大項目	中項目	小項目	項目	内容	解説（根拠法令、ポイント）
	4		議会議局	事務局として議会活動の補助をしています。	【ポイント】 議会議局は地方自治法第138条第2項の規定に基づき、川崎市議会議会議局設置条例によって設置され、組織や事務分掌等については、川崎市議会議会議局規程に定められている。
		1	庶務課	【業務内容】 局の庶務、議長・副議長に関すること、議員の身分や報酬、議会の傍聴等	
		2	広報・報道担当	【業務内容】 議会の広報・報道等	
		3	議事課	【業務内容】 会議に関すること、請願・陳情、議会の先例に関すること、会議録の作成等	
		4	政策調査課	【業務内容】 議会の調査、議会図書室に関すること、法制事務等	
4			市議会の運営		
	1		市議会の年間スケジュール	川崎市議会には、条例に従って年4回定期的に開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。 市議会の招集権は市長にありますが、臨時会については、議長または議員定数の1/4以上の議員から請求があったときは市長は請求があった日から20日以内に招集しなければならないことになっています。	【根拠法令】 地方自治法第102条「普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。 2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。 3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。」 川崎市議会の定例会の回数を定める条例「地方自治法第102条第2項の規定による川崎市議会の定例会の回数は、毎年4回とする。」 地方自治法第101条「普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。 2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。 3 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。 4 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。」
	2		市議会の活動の流れ		
		1	本会議	議員全員で話し合う場	4-3-1「本会議」を参照
		-1	開会		
		-2	議案上程	議案を本会議の議題とします。	【ポイント】 ある案件を議事日程に組み入れて議題とし、審議の対象とすることを上程という。 議事日程に従い、議長が当該案件を議題とする旨宣告することで、会議の審議の場に取り上げられたことになる。
		-3	提案説明	市長などの提案者が議案の内容と提案理由について説明します。	【ポイント】 提案説明のないまま委員会に案件を付託してしまうと、その委員会の所属委員以外の議員は、その案件の内容や提出の理由等を知る機会のないまま、委員会の結論と審査経過だけを基に賛否を判断しなければならないため、提案説明と次項の代表質問における質疑は重要である。ただし、案件が軽微で説明を必要としないものは、川崎市議会会議規則第36条第3項に基づき、議会の議決で説明を省略することができる。
		-4	代表質問	各会派を代表して質問します。	【ポイント】 提出される多くの議案に対し効率的に質疑を行うため、一定の議員数を有する会派ごとに、各会派の政策上の問題について質問事項を調整し、会派を代表して質問を行っている。
		-5	委員会付託	担当の委員会へ委ねます。	4-3-2「委員会」を参照
		2	委員会	少人数の議員でより専門的に話し合う場 市の担当者から説明を受け、審査・調査が進められ、委員会として議案に賛成か反対かを決定します。	4-3-2「委員会」を参照
		3	本会議	議員全員で話し合う場	4-3-1「本会議」を参照

市制100周年記念デジタル副読本「まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ ― 私たちの川崎市議会」 解説

大項目	中項目	小項目	項目	内容	解説（根拠法令、ポイント）
		-1	委員長報告	委員会で話し合われたことやその結果を報告します。	【ポイント】 予算審査特別委員会、決算審査特別委員会は全議員で構成されており、同様に全議員で構成されている本会議の審議と異ならないので、川崎市議会会議規則第38条第3項により、委員長報告を省略している。
		-2	討論	議案などについての賛成・反対の意見を述べます。	【ポイント】 討論は、採決の前に議題になっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明することをいう。審議の最終段階であり、討論終了後は議題になっている案件についての質疑や意思表示は認められない。
		-3	採決	市議会として賛成か反対かを決めます。	【ポイント】 採決は、会議に付した問題に対して議長が出席議員に賛否の意思表示を求め、集計することをいう。なお、議員の側からみると、議長の要求によって賛否の意思表示をするこの行為は「表決」といい、議長がこの表決を採ることを「採決」、表決の結果得られた議会の意思決定を「議決」という。
		-4	一般質問	市政全般について希望する議員が本会議場で質問をします。 （※6月・12月定例会）	【根拠法令】 川崎市議会会議規則第59条「議員は、市の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。」
		-5	閉会		
	3		会議の種類	市議会ではよりよいまちづくりを実現するためさまざまな会議が開かれています。 ※会議の体系図	
		1	本会議	本会議は、議員全員で構成される会議で、議案や市議会としての意思表示などの可否は最終的に全て本会議で決定します。議決は原則として出席議員の過半数の賛成を必要としています。	【ポイント】 全議員で構成する議会の会議のことをいい、地方自治法上は「会議」または「議会の会議」と規定されている。議会としての権限や能力は本会議に認められており、法律上要求される議会の議決や採択等はこの本会議で行わなければならない法的な効力は生じない。
		-1	定例会	定期的に招集される会議のことをいいます。地方自治法により、毎年、条例で定める回数を招集することとなり、川崎市では年4回（通常は2月、6月、9月、12月）と定めています。	4-1「市議会の年間スケジュール」を参照
		-2	臨時会	必要に応じて開かれます。 市議会議員選挙後、議会の構成等を決めるために開かれます。令和5年1月には新型コロナウイルス感染症に関する補正予算について審議するために招集されました。	4-1「市議会の年間スケジュール」を参照
		2	委員会	議会に提案される議案は多岐にわたり、本会議の中できめ細かく審議することが困難なため、本会議とは別に委員会を設け、慎重に審査しています。委員会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。	【根拠法令】 地方自治法第109条「普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。」
		3	協議または調整を行うための場	議会の意思決定を行う本会議や委員会の運営を円滑に行うため、本会議や委員会を補う役割を担う場として設置されています。	【根拠法令】 *（ ）書きを省略 地方自治法第100条第12項「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」 川崎市議会会議規則第131条「地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を別表のとおり設ける。」 *別表省略。以下の4つの会議の記載のとおり。
		-1	全員協議会	市政に係る重要事項について協議し、意見の取りまとめを行います。	【ポイント】 議長が招集し、全議員が構成員となる。
		-2	全員説明会	市政に係る重要事項について協議します。	【ポイント】 議長が招集し、全議員が構成員となる。
		-3	正副委員長会議	委員会運営上の共通事項や課題について協議または調整します。 また議案及び請願、陳情の委員会への付託等について協議を行います。	【ポイント】 議長が招集し、議長・副議長と、常任委員会と議会運営委員会の委員長・副委員長が構成員となる。
		-4	議員総会	一般選挙後最初の議会前における議員に係る基本的事項について協議を行います。	【ポイント】 一般選挙後最初の議会の前であり議長がいないため議会局長が招集し、全議員が構成員となる。
	4		委員会の構成		
		1	常任委員会	川崎市議会では総務、文教、健康福祉、まちづくり、環境の5つの常任委員会があり、各議員は必ずどれかに入っています。	【根拠法令】 地方自治法第109条第2項「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」
		-1	総務委員会	市の総合企画、市政の調査、市の予算、市税、産業経済、臨海部に係る施策・国際戦略拠点の形成、危機管理、他の常任委員会の所管に属しないことについて調査・審査します。	
		-2	文教委員会	市民の生活、スポーツ、文化、子ども・青少年の育成、学校・教育などについて調査・審査します。	

市制100周年記念デジタル副読本「まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ ―私たちの川崎市議会― 解説

大項目	中項目	小項目	項目	内容	解説（根拠法令、ポイント）
		-3	健康福祉委員会	保健衛生、社会福祉、社会保障、病院、消防などについて調査・審査します。	
		-4	まちづくり委員会	都市計画、都市開発、建築、緑の保全、公園・緑地、道路、河川その他土木、用地などについて調査・審査します。	
		-5	環境委員会	環境の保全、公害対策、廃棄物の処理、港湾、上下水道、市営バスなどについて調査・審査します。	
		2	議会運営委員会	議会を円滑に運営するために設けられており、運営上の諸問題を協議し、議員間の連絡調整を行います。	【根拠法令】 地方自治法第109条第3項「議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。 一 議会の運営に関する事項 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 三 議長の特任に関する事項」
		3	特別委員会	特定の問題を審査するために必要に応じて設置される期間を限定した委員会で、当初予算や決算を審査する際に設置されるほか、現在、大都市税財政制度調査特別委員会を設置しています。	【根拠法令】 地方自治法第109条第4項「特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。」
5			市議会の諸原則	市議会には話し合いをスムーズに進めるため、さまざまな原則があります。代表的な原則として、次のようなものがあります。	
	1		定足数の原則	市議会を開くには、議員定数（60人）の議員の半分以上の出席が必要です。 ●地方自治法第113条	【根拠法令】 地方自治法第113条「普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第一百七十七条の規定による除外のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じて出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。」 地方自治法第117条「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。」 【ポイント】 多人数の構成員からなる合議体では、常に全員の出席を期待することはできないので、有効に会議を開き審議を進め、意思決定をするために必要とされる最小限の出席構成員の数を決めている。 議員の除名や市長の不信任議決など、特別多数の定足数を定めている例外もある。
	2		会議公開の原則	会議は、原則として公開することになっています。地方自治法では、会議は本会議を指していますが、委員会は委員長長の許可を得て傍聴することができます。 ●地方自治法第115条 ●川崎市議会基本条例第14条	【根拠法令】 地方自治法第115条「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。」 川崎市議会基本条例第14条「議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。」 【ポイント】 会議公開の例外として特別多数決による秘密会があるが、川崎市議会では秘密会が開催された前例はない。
	3		過半数議決の原則	市議会の議事は、原則として出席議員の過半数で決定します。 ●地方自治法第116条	【根拠法令】 地方自治法第116条「この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」 【ポイント】 2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。」 【ポイント】 市としての意思決定を行う市議会は全員一致で決めることが理想であるが、さまざまな立場にあり価値観を持つ議員が完全に一致した意見を持つことは難しい。能率的な議会運営のため、多数の意思をもって議会の意思とする多数決原理が最も妥当なものとして定められている。過半数議決は、多数決原理に含まれるものであり、議事については絶対多数（過半数及び特別多数を含む）、議会でいう選挙については比較多数をとっている。
	4		会期不継続の原則	会期中に議決できなかった議案などの案件は、次の議会に継続することはできません。 ●地方自治法第119条	【根拠法令】 地方自治法第119条「会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。」 【ポイント】 議会は会期ごとに独立した活動を営むものであり、会期中に議決に至らなかった事件は消滅して一切後会に継続しないとする原則であるが、地方自治法第109条第8項「委員会は、議会の議決により付議された特定的事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。」により、議会の議決で閉会中の審査に付された事件は後会に継続し、改めて提案する必要はない。
	5		一事不再議の原則	市議会で議決された議案などの案件は、同じ会期中にふたたび提出することはできません。 ●川崎市議会会議規則第14条	【根拠法令】 川崎市議会会議規則第14条「議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。」 【ポイント】 同一会期中に同一事件について何度も審議することは非能率であり、その都度異なる意思決定が存在する結果が生じると混乱を招くため定められた原則だが、この原則は議会運営上慣習的に形成されたものであり、地方自治法には明文の規定はない。例外としては、例えば議事日程の変更のように、時間的経過による事情変更がある場合は一事不再議に抵触しない。

市制100周年記念デジタル副読本「まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ ― 私たちの川崎市議会」 解説

大項目	中項目	小項目	項目	内容	解説（根拠法令、ポイント）
6			市民と市議会		
	1		わたしたちの願いを市議会に伝えるには	市民の皆さんが川崎市議会に要望を伝えたいときには次のような方法があります。	
		1	請願	請願は、国民に認められた憲法上（第16条）の権利の一つで、国または地方公共団体の機関に対して意見や希望を述べることをいいます。 地方議会への請願は、地方自治法に規定されており提出には議員の紹介が必要です。受理された請願は、本会議で所管の委員会に付託され委員会審査されます。	【根拠法令】*（ ）書きを省略 憲法第16条「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」 地方自治法第124条「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」 地方自治法第125条「普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。」 川崎市議会会議規則第92条「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」
		2	陳情	陳情は、文書によって要望を市議会などに申し出るもので請願と同様の趣旨のものですが、請願とは異なり法律上の規定がなく、議員の紹介はありません。また各議会で取り扱いが異なる場合があります。 川崎市議会では、会議規則96条で請願書の例により処理するとしており、受理した陳情を請願と同様に委員会で審査します。	【根拠法令】 川崎市議会会議規則第96条「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」
		3	直接請求	請願・陳情のほかにも、 私たちの意思を市政に直接反映させるためには次のような請求ができます。 □条例の制定・改正・廃止 □市議会の解散 □市長や市議会議員の解職	【根拠法令】 地方自治法第12条「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。」 地方自治法第13条「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。」 2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。」
	2		その時、市議会はこう動いた 等々力球場リニューアル		
		1	昭和42年等々力球場オープン	高校硬式野球の選手層の拡大や技術の向上を目指して建設されましたが、使用しているうちに、施設の老朽化、収容人数が少ないなどの課題が出てきました。	
		2	平成14年予算審査特別委員会 等々力球場の整備状況について	質問：川崎球場が閉鎖されて2年がたった。この間、社会人野球は、収容人数の関係から県内の他の球場で開催されている。多くの市民に応援していただくためにも、一日も早い硬式野球場の整備が望まれるが、現在の状況は。 答弁：球場として必要な施設、建設候補地における課題の整理など、ソフト面とハード面の双方から調査を進め、できるだけ幅広い視点から検討していく。	
		3	請願第59号（平成20年12月15日提出） 市内唯一の硬式野球場である老朽化した等々力球場の全面改修に関する請願	請願の内容：昭和42年の完成以来、改修等を経て現在に至っているが、老朽化が激しく、また、等々力緑地を利用する市民の安全確保のためにも、改築を含めた早急な全面改修をお願いします。 審査結果：【全会一致で採択】 老朽化や収容人数等の課題もあることから、市としても請願の内容を受け止め、等々力球場の整備を等々力緑地再編整備検討委員会の中でしっかり位置付けて進めてほしいなどの意見がありました。	
		4	平成21年第4回定例会（代表質問） 他施設との合築について	質問：他施設と合築した等々力球場の全面改修についての考えは。 答弁：関係者と調整を図りながら施設の複合化などを検討し、整備に向けて着実な推進を図っていく。 結果：球場の近くにある「等々力老人いこいの家」について、等々力球場の外野スタンド下へ複合化することが決定しました。	
		5	平成22年第1回定例会（代表質問） 等々力球場の観客収容規模について	質問：等々力球場の観客収容規模についての基本的な考え方は。 答弁：基本構想では、硬式野球が安全に行え、観戦や応援などの環境が整った施設を目指している。これらを踏まえ、基本計画の策定に向け、機能や規模の方向性についても検討を進めていく。 結果：等々力緑地再編整備基本計画の中で、高校野球の予選や社会人野球の大会開催が可能な施設を前提として、収容人数1万人程度を目指すことが示されました。	

市制100周年記念デジタル副読本「まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ ―私たちの川崎市議会― 解説

大項目	中項目	小項目	項目	内容	解説（根拠法令、ポイント）
		6	平成28年第2回定例会（代表質問）等々力球場の浸水対策	質問：野球場施設の配置について、非常用発電機や電気機械室、防災備蓄倉庫等の施設が1階に設置される計画となっている。洪水ハザードマップでは浸水被害の想定が4～5メートルだが、見解と対策は。 答弁：震災時の活動拠点としても想定している。活動時の利便性を考慮し、電気機械室や防災備蓄倉庫等を1階に配置した一方、多摩川の氾濫に伴う浸水被害が想定されることから、床全体を高くするなどの対策を講じていく。 結果：非常用発電機室は床全体を高くし、電気室などの機器は基礎を設け、高い位置に設置するなどの浸水対策を講じました。	
		7	令和2年10月に等々力球場がリニューアルオープン	◆等々力球場概要◆ 収容人数：9,279人 諸設備：LED ナイター照明、屋内ブルベン、屋内野球練習場、選手ロッカー室等 併設機能：防災備蓄倉庫、老人いこいの家、インフォメーションセンター	
		8	令和6年6月川崎市市制100周年を記念して「かわさき100フェス」を開催！	SHISHAMO、sumika、トゲナシトゲアリなどの川崎ゆかりのアーティストが出演した等々力球場初の野外音楽イベント「かわさき 100 フェス」を開催！ ブルーインパルスと運動した特別演出も行われ、会場が一体となって市制 100 周年を祝いました。	
		3	所管事務の調査	さまざまな行政課題を解決する上の参考とするため、各委員会の所管する事項について、委員会ごとに市内の所管施設等を調査しています。 川崎市議会では、所管事務の調査を充実に行っているほか、請願や陳情を審査する前には必要に応じて現地視察を実施しています。（年間で延べ16回：令和5年度実績）	【根拠法令】 地方自治法第109条「普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。 2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」 川崎市議会会議規則第73条「常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。」 所管事務の調査以外にも、川崎市議会会議規則第74条では「委員の派遣」として「委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。」と定めており、実際に見聞して審査または調査を深く行う必要があるときは他都市を含め現地に委員を派遣する場合がある。また、市政の推進にあたって必要な国・県等の施策の創設や改善、協力が必要な事業等について、国や県に対する要望活動を行っている。
		4	市議会の活動を知らう！	川崎市議会では、多様な広報手段を活用して、議会活動に関する情報の積極的な公開と発信に努め、時代にあわせてさまざまな工夫しながら議会の広報を推進しています。	【根拠法令】 川崎市議会基本条例第13条「議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。」 川崎市議会基本条例第14条「議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。」
		1	傍聴	市議会の会議は、公開が原則となっています。また、委員会は委員長長の許可を得て傍聴することができます。どのように会議を行っているのか、皆さんその様子を見たり、聞いたりすることができますので、ぜひ傍聴にお越しください。 傍聴手続きはこちら【外部リンク】	【根拠法令】 川崎市議会基本条例第14条「議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。」 【ポイント】 地方自治法第115条では「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。」と定めている。 ※5-2「会議公開の原則」を参照。
		2	議会中継	本会議場で行われる会議や委員会室で行われる会議の様子を市議会ホームページから生中継や録画中継で見ることができます。 また、本会議場で行われる会議は、各区役所や本庁舎情報発信スペースのモニターで生中継を見ることができます。 【外部リンク】市議会HP（中継映像）	【根拠法令】 川崎市議会基本条例第13条「議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。」 川崎市議会基本条例第14条「議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。」
		3	会議録検索システム	キーワードを入力するだけで本会議や委員会などでの審議・審査内容が簡単に検索できます。冊子の会議録は、区役所や図書館などでも見ることができます。 【外部リンク】市議会HP（会議録検索システム）	【根拠法令】 *（ ）書きを省略 地方自治法第123条「議長は、事務局長又は書記長に書面又は電磁的記録により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。」 川崎市議会基本条例第14条「議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。」
		4	議会広報紙	市議会の活動内容や審議の結果などをお知らせするために、広報紙「議会かわさき」を年4回発行しています。川崎市内の町内会や自治会などを通じて配布するほか、区役所や駅などの公共施設にも配架しています。また、市議会ホームページにも掲載しています。 【外部リンク】市議会HP（議会広報紙「議会かわさき」）	【根拠法令】 川崎市議会基本条例第13条「議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。」
		5	市議会ホームページ・SNS	市議会議員の名簿、会議の日程や結果、市議会の取り組みなどを掲載しています。フェイスブックとX（旧Twitter）でも市議会の情報を発信しています。 【外部リンク】市議会HP	【根拠法令】 川崎市議会基本条例第13条「議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。」 【ポイント】 市議会ホームページでは、川崎市議会基本条例第14条「会議等で使用した資料を積極的に公開する」に基づき、本会議、委員会で使用した資料を即日公開している。

市制100周年記念デジタル副読本「まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ ― 私たちの川崎市議会」 解説

大項目	中項目	小項目	項目	内容	解説（根拠法令、ポイント）
		6	テレビ放映	新年の抱負などを語り合う議長・副議長の新春対談、新年度予算案について各会派の代表者が見解などを語る座談会のテレビ番組を制作して放映しています。 【外部リンク】市議会HP（テレビ放映情報）	【根拠法令】 川崎市議会基本条例第13条「議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。」
	5		開かれた議会を目指して	川崎市議会では、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開と発信に努めています。 また若い世代が議会に対する理解を深め、関心を高めるとともに、市議会をより身近に感じることができるようなイベントや副読本を工夫し、小学校、中学校、高等学校の各段階で主権者教育の一助となるよう努めています。	
		1	高校生と川崎市議会議員の意見交換会	高校生が市議会を訪問し、市議会議員と意見交換することで川崎の課題や身近な問題について考え、政治へ関心を持つきっかけとする事業を令和5年から開催しています。平成30年から令和2年には、高校生が市議会の流れを模擬的に体験して提言を導き出す「高校生議会」を開催しました。	
		2	夏休みこども議場見学会	子どもたちに議会をより身近に感じてもらうため、平成24年8月から小学校4～6年生の児童と保護者を対象に開催しています。当日は、子どもたちから議長・副議長への質問タイムなどを設けており、毎回積極的な質疑応答が交わされています。	
		3	市議会コンセプトムービー	「IT'S SHIGIKAI TIME! IT'S KAWASAKI TIME! さあ、市議会に行こう!」をテーマに市議会議員のほか、本市にゆかりのある多様なあふれるさまざまなキャストの皆さんに御出演いただき、新しい議会の施設を紹介するとともに川崎市議会の理念やビジョンをビジュアル的に表現しています。	
		4	傍聴の流れ【動画】	「議会議場」広報キャラクターのおよんが川崎市議会の傍聴の流れをご紹介します。	
		5	市議会広報用動画「市議会のしくみ」	議会の活動を分かりやすく広く知ってもらうため、写真やイラスト、アニメーションを用いて市議会の活動や会議の流れなどを紹介しています。	
		6	「議会議場」広報キャラクターおよん	議会への親近感を感じてもらうため、市立高校のデザイン科の生徒の協力を得てキャラクターを作成しました。川崎市の「カワ」をかけたカワウソがモチーフで、市外局番「044（およん）」が名前の由来。議会広報紙やポスターなどで活用しています。	
7			議会の施設や設備を見てみよう		
	1		本会議場	議場配席図を掲載し、以下の項目を選択するとページ遷移	
		1	議長席	市議会議員の中から選ばれた議長が座ります。議長は、市議会を代表するとともに、会議が円滑に進むよう議事進行します。	
		2	演壇	各会派の代表質問や討論、議長の就任あいさつなどで使用します。車椅子の方でも利用しやすいように電動で高さが変わります。	
		3	理事者席	市長をはじめ各局長などが座ります。理事者席にはマイクが設置されており、一般質問などで答弁時に使用します。	
		4	議会局長席	議長の隣で会議が円滑に進むよう議長を補佐します。	
		5	質問者席	代表質問の再質問や代表質疑で使用します。車椅子の方でも利用しやすいように電動で高さが変わります。	
		6	議員席	議員席は60席あり、並び順は、議員としての経験年数や同じ考えを持つ議員の集まりである会派などによって決められています。	

市制100周年記念デジタル副読本「まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ ―私たちの川崎市議会― 解説

大項目	中項目	小項目	項目	内容	解説（根拠法令、ポイント）
		7	記者席	新聞やテレビ局の記者やカメラマンは、ここで写真や映像を撮影したり、記事を書いたりします。	
		8	傍聴席	100席の一般傍聴席のほか、車椅子席を4席設置しています。入口付近には傍聴時の注意事項が掲げられています。	
		9	親子傍聴席	小さな子ども連れでも安心して傍聴できるよう遮音された親子傍聴席を設置しています。親子傍聴席の中には授乳室も設置されています。	
	2		委員会室	5つの委員会室と議会運営委員会室があります。	
	3		議会局	市議会の運営や議会活動に関する業務を行っています。市議会に御用の方は本庁舎22階にある議会局の受付にお越しください。	
	4		議会図書室	議員の調査研究に資するため、地方自治に関する図書や市議会会議録等を所蔵しています。一般の方も利用（閲覧）できます。	【根拠法令】 地方自治法第100条第19項「議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。」 同条第20項「前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。」 ※前二項の規定 同条第17項「政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。」 同条第18項「都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。」
	5		コラム：新旧議場を見比べてみよう。	新旧議場VRのYouTubeリンクを掲載	
8			川崎市議会に関するデータを見てみよう		
	1		議員の報酬等		
		1	報酬・期末手当		
		2	政務活動費		
	2		議会活動状況		
		1	本会議開催状況		
		2	常任委員会・議会運営委員会開催状況		
		3	特別委員会開催状況		
		4	議案等の審査状況		
		5	請願・陳情の審査状況		
	3		議員の年齢構成・男女構成		
9			市議会なんでもQ&A		
	1		Q1川崎市議会はどこにあるの？	Q1川崎市議会はどこにあるの？ A1市役所本庁舎の22階から24階が川崎市議会のフロアです。市議会に御用の方は22階にある議会局受付にお越しください。	【ポイント】 22階には議会局や第1～5委員会室、23階には本会議場、24階には傍聴席、議会運営委員会室、議会図書室があります。
	2		Q2議員になるには？	Q2どうすれば市議会議員になれるの？ A2選挙権がある満25歳以上で、引き続き3カ月以上市内に住所がある人は、市議会議員に立候補する資格（被選挙権）があります。市議会議員になるには、4年ごとに行われる市議会議員選挙に当選する必要があります。	【根拠法令】 公職選挙法第9条第2項「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」 公職選挙法第10条「日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。 1～4号 略 5 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの」

市制100周年記念デジタル副読本「まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ ― 私たちの川崎市議会」 解説

大項目	中項目	小項目	項目	内容	解説（根拠法令、ポイント）
	3		Q3議員になると以前の仕事は辞めるの？	Q3議員になると以前の仕事は辞めなければならないのですか？ A3法律（地方自治法第92条「兼職の禁止」、第92条の2「議員の兼業の禁止」）で禁止されている職業でなければ辞める必要はありません。 ※禁止されている職業とは・・・ 衆議院・参議院議員、県議会議員、市役所などの行政職員、市との請負契約者、法人の無限責任社員や取締役、監査役などです。	【根拠法令】 *（ ）書きを省略 地方自治法第92条「普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。」 2 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。 第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
	4		Q4議員定数はどのようにして決められているの？	Q4川崎市の市議会議員の定数はどのようにして決められているの？ A4都道府県及び市町村議会の定数は地方自治法の定めるところにより、条例で定めなければならない。川崎市議会の議員の定数は、川崎市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例において60人と定めています。	【根拠法令】 地方自治法第90条「都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。」 地方自治法第91条「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。」 川崎市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例第1条「地方自治法第91条第1項の規定により、川崎市議会議員の定数は、60人とする。」
	5		Q5会議等の資料は見ることができるの？	Q5本会議や委員会等で使用した資料は見ることができますか？ A5川崎市議会ホームページで本会議や各委員会等で配布した資料を見ることができます。なお、データ容量の大きい図面、写真等の資料については、事業概要等最低限必要な資料を掲載しています。すべての資料の閲覧を御希望の場合には、市役所本庁舎22階の議会局で見ることができます。	【ポイント】 川崎市議会基本条例第14条に「議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。」と規定し、本会議や予算・決算特別委員会、常任委員会、議会運営委員会、大都市税財政制度調査特別委員会等の資料を市議会ホームページで公開しています。
	6		Q6賛成と反対が同数のときは？	Q6過半数議決の原則とありますが、賛成と反対が同数の場合はどうするのですか？ A6議長や委員長は採決に加われませんが、賛成と反対が同数の場合は議長や委員長がどちらにするか決定します。	【根拠法令】 地方自治法第116条「この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」
	7		Q7議長と副議長はどうやって決めるの？	Q7議長と副議長はどうやって決めるの？ A7選挙で当選した議員が集まる初めての議会では、年長議員が臨時議長となり、議員の中から議長、副議長を選出（選挙）します。議長、副議長は当該議員の任期となりますが、任期途中で辞任したときは、改めて選挙を行い、新しい議長や副議長を選出します。	【根拠法令】 地方自治法第93条「普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする。」 地方自治法第103条「普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。」 2「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」 地方自治法第106条「普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。」 2「議長及び副議長にともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。」 3「議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。」 地方自治法第107条「第103条第1項及び前条第2項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。」 地方自治法第108条「普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。」
10			発行	川崎市議会 川崎市議会議会局 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL 044-200-3377 FAX 044-200-3953 E-MAIL 98kouhou@city.kawasaki.jp まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ 私たちの川崎市議会 令和6年(2024年)10月8日発行 発行：川崎市議会	